（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第八条　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

3　第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の貸借対照表」と読み替えるものとする。

4　第六条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第五項中「別紙様式第四号」とあるのは「別紙様式第七号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第九条　規則第百三十五条第一項に規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第六条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第六条第三項及び第七条第三項中「第一項」とあるのは「第九条第一項」と、第六条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第三号」とあるのは「別紙様式第五号」と、第七条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第六条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

6　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（半期の開示事項）

第八条　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、第六条（第三項第一号から第九号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「事業年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第一号ヘ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

2　規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫の半期に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項については、前項に規定するところによるほか、前条（第三項第二号から第十号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第百三十三条第一項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百三十五条第一項に規定する」と、「連結会計年度に係るものに限る。）」とあるのは「半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」と、「並びに第九条第二項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ヘ中「をいう。第九条第二項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期（四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第六項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

［条を加える。］